

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の飼養する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者の責任を明確にするとともに災害等により逸走した犬及び猫の所有者の早期特定を目的とし、マイクロチップを装着する者に対し、予算の範囲内において東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象動物)

第2条 補助金の交付対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、次条に規定する者が町内で飼養する犬（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条に規定する当該年度の予防注射（猶予を含む。）を受けたものに限る。）及び猫とする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、交付申請時において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されている18歳以上の個人又は町内に事務所若しくは事業所を有する団体
- (2) 次条で定める補助対象期間内において補助対象動物に動物病院等でマイクロチップを装着し、その装着費用を支払ったもの
- (3) マイクロチップ装着後、次条で定める補助対象期間内において法第39条の10に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）への登録が完了しているもの
- (4) 徴収金（東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）第2条第2号に規定する徴収金をいう。）を滞納していないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号

）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有するものでないもの

（補助対象期間）

第4条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月15日までとし、対象となる犬及び猫の数は、一世帯又は一団体に付き2匹までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、マイクロチップの装着に要する費用（指定登録機関への登録料は除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、マイクロチップを装着した補助対象動物1匹につき、補助対象経費の2分の1とし、2,500円を限度とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、マイクロチップを装着した日から起算して90日以内又は補助対象年度の3月15日のいずれか早い日までに、東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 装着費用の領収書の写し
- (2) 指定登録機関が発行する登録証明書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第8条 町長は前条の交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付額を確定し、東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付すべきではないと認めたときは、東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、通知があった日から30日以内又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付請求書（様式第4。以下「交付請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 補助金交付決定者が交付請求書を前項に規定する期日までに提出しなかったときは、補助金を受ける権利は自動的に失効するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 町長は、交付申請書の内容に疑義が生じた場合は、動物病院又は申請者等に対して、確認調査をすることができる。

2 町長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び関係法令の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (3) 住民、自治会又は企業等に不利益や迷惑を与える行為があるとき。
- (4) 反社会的な活動又は公序良俗に反する行為があるとき。
- (5) その他町長が補助の決定の取消しの必要を認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 令和4年度分の補助に係る第4条の規定の適用については、同項中「毎年4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

様式第1（第7条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 対象となる犬又は猫の情報

動物情報	動物種	名 前	品 種	性別
	犬・猫			オス・メス
	マイクロチップ装着日	年 月 日		
	マイクロチップ装着費用	円		
	マイクロチップ番号			

3 確認事項（同意する場合は□にレ点を記入）

- 今回申請する動物は、申請者自身が飼養する動物であり、営利を目的とした飼養でないことに相違ありません。
- 装着に関して生じた問題については、申請者自身で解決し、町に対して一切の損害賠償等の請求を行いません。
- 補助金の交付申請に伴い、申請者に係る住民票及び町税等の納付状況について、町担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

※添付書類

- (1) 装着費用の領収書の写し
- (2) 指定登録機関が発行する登録証明書の写し

様式第2（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金について、下記のとおりその額を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

（個体識別番号： ）

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金について、下記の理由により交付しないものと決定しましたので、東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

理由

様式第 4 (第 9 条関係)

年 月 日

東郷町長 殿

請求者 住 所
氏 名
電 話

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付請求書

東郷町マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記
のとおり請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫	本店 支店 出張所
	口座番号	普通 NO. 当座	
	口座名義人	フリガナ -----	

記入上の注意

- 1 金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
- 2 必ず、申請者本人名義の口座をご記入ください。
- 3 口座内容の確認できる書類（通帳見開きコピー等）を添付してください。